

## 税務情報

### 国税庁 — 法令解釈通達の発遣

国税庁は6月24日、2024年度税制改正等に対応した以下の改正通達を6月21日付で発遣したことを公表しました。

■ 法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）

この改正通達では、以下の第1から第4までの通達が改正されています。

[第1 法人税基本通達関係](#)

[第2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係](#)

[第3 耐用年数の適用等に関する取扱通達関係](#)

[第4 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）関係](#)

たとえば、「第2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係」では、以下の改正が行われています。

**【賃上げ促進税制】**

2024年度税制改正では、賃上げ促進税制の中小企業者向けの措置について、これまで本税制を活用できなかった赤字企業が賃上げにチャレンジすることを後押しするため、5年間の繰越税額控除制度が創設されました。

この改正に伴い、たとえば、以下の通達が改正又は新設されています。

• **42の12の5-1の3 中小企業者であるかどうかの判定の時期**

繰越税額控除制度の適用にあたり、繰越税額控除限度超過額の生じた事業年度終了の時には中小企業者に該当する必要がありますが、繰越控除をする事業年度終了の時には中小企業者に該当する必要がない旨が、（注）2において明らかにされています。

• **42の12の5-5 被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額**

繰越税額控除限度超過額を有している法人が、その法人を被合併法人等とする合併等を行った場合には、その合併が適格合併等に該当するときであっても、その繰越税額控除限度超過額を合併法人等に引き継ぐことは認められないこと

が明らかにされています。

#### 【株式対価 M&A に係る課税の特例】

2023 年度税制改正では、株式対価 M&A に係る課税の特例<sup>(\*)</sup> について、株式交付の直後の株式交付親会社が同族会社に該当する場合には、本特例を適用しないこととされました。この場合の同族会社は、同族会社であることについての判定の基礎となった株主のうちに「同族会社でない法人」がある場合には、その法人を除外して判定した場合においても同族会社となるものに限ることとされており、株式交付親会社がいわゆる非同族の同族会社に該当する場合には、本特例の適用制限を受けないこととされています。

この「同族会社でない法人」の範囲に関する以下の通達が新設されました。

#### • 66 の 2-4 本制度の適用対象から除外されない同族会社の範囲

同族会社でない法人には、非同族の同族会社など、同族会社でない法人の直接又は間接の同族会社も含まれることが明らかにされています。

<sup>(\*)</sup> 株式交付制度により株式交付子会社株式を譲渡し、株式交付親会社株式の交付を受けた場合において、一定の要件を満たすときは、その譲渡した株式交付子会社株式の譲渡損益のうちその交付を受けた株式交付親会社株式に対応する部分の計上を繰り延べる特例

## KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

[info-tax@jp.kpmg.com](mailto:info-tax@jp.kpmg.com)  
[kpmg.com/jp/tax](http://kpmg.com/jp/tax)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.